2019.10.17. 第二期第 20 回選挙市民審議会議事録

衆議院第 2 議員会館地下 1 階第 6 会議室　14:00～16:05

出席委員　片木淳（共同代表）、只野雅人（共同代表・議長）、三木由希子（共同代表）
　　小澤隆一、桔川純子

欠席委員　石川公彌子、大山礼子、岡﨑晴輝、北川正恭、小林五十鈴、小林幸治、田中久雄、
　　坪郷實、濱野道雄、山口真美

傍　聴　　1 名

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、城倉啓、富山達夫

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

城倉啓：みなさん、こんにちは。時間になりましたので、第 20 回の選挙市民審議会を始めさせていただきます。今日の議長役を、只野代表にお願いしております。お願いいたします。

只野雅人：はい、私が今日の進行役を務めさせていただきます。今日の議題ですが、答申を取りまとめる時期が迫っていますので、具体的にそれぞれの分担についてご提案いただいて、中身を議論していくということにしたいと思います。議題の最初は、私が準備する「はじめに」ですが、これは性格上、みなさんが書いたものを踏まえてまとめるということになるかなと思いますので、今日は省略させていただいて。最初に総論を担当していただいている片木代表の方からお願いしたいと思います。

片木淳：早速ですけれども、私の担当の「総論」部分という事でございます。今までの我が選挙市民審議会の議論の中で、「自由で楽しい選挙」というキャッチフレーズもありました。我々市民のサイドからの提案ですので、中身はどうしても堅苦しくなるんですけれども、自由とか楽しいとか、そういうわかりやすいキャッチフレーズも入れながら、打ち出していった方が良いのではないかというのが一点です。

もう一点はですね、今回は第二期答申ということで、2 年前に第一期答申を出しているわけですけれども、「総論」ということになりますと今回の内容だけで書くというのはなかなか難しい点があります。しかも今回が最後の答申だということが決まっていますので、全体をある程度総覧して、しかし第一期答申はすでに出していますので、それは若干引く程度で、我々の全体の流れとしてどういう姿勢でいるのかという点について説明上必要だという部分だけ第一期答申についても触れて、なるべく全体を抜き出しするような総論にしたいと思っています。前回でしたか、城倉さんの方から出していただきました、第二期答申の目次ですね、どういう立て方にするかということに則って、ずっと書いていけば良いのではないかと思っております。

最初に、1 として「総論」の部分で題名を「自由で楽しい選挙を目指す」ということにして。ここで、第二期答申を含めて大体全体がどういう考え方なのかを、おおまかわかるということ。そして個別の具体的な提案については、できれば法案の改正文も含むことで前回の事務局作成になります目次の順番に沿ってとどめていけば良いのではないかという前提で

書いております。時間もあまりないと思いますので、大まかな点だけ読み上げていきたいと思います。

そういうことで、１．自由で楽しい選挙をめざしてですけれども。1―1 で「現行制度の問題点と『新市民選挙法』の制定」ということにしております。この題名ですけれども、ちょっと議論もあって、前回は私の方から「新国民主権選挙法」という、我々の発想は小選挙区をやめろということもそうですし、選挙運動規制をやめろということもそうなんですけれども、元を辿れば国民主権原理にたどりつくのではないかと。そこから説明するのが説得力あるのではないかということなので、それをそのまま持ってきまして、名称として「新国民主権選挙法」と付けていたんですけれども、どうも堅苦しいということもあります。やはり、我々は選挙市民審議会ですから、市民という言葉も使いたいということなんですが、「市民選挙法」というとちょっとわかりにくいところもありますので、現在の公職選挙法を抜本的に改正して、それに代わる「新しい選挙法」だという意味なんです。それで、本文の中で少し説明をいたしまして、「市民による自由で楽しい選挙推進法」という長い名前ですけれどもこの名前にして、これは仮称ですのでみなさんのご議論もいただきたいと思いますが、略称として「新市民選挙法」とすれば良いのではないかという事で、知恵をしぼったという形にしております。

中身に入ってまいりますが、まず 1―1 の出だしの部分で、少し総論的な説明ということで、流れの説明です。まず第一期答申は、どういう考え方で、どういうことを提言してきたのかという概略を書いております。ひとつキャッチフレーズ的に言えば、前回の答申にも書いているんですが、「現行選挙制度は多くの致命的な欠陥がある」というのが最終結論です。欠陥とは何かということは、大きく言えば二つです。政治資金のこともありますが、「たとえば」の以下に、これももちろん第一期答申で書いたことですけれども、「適切に民意が反映されていない」ということですね。二番目が選挙運動規制というものが行われており、これは諸外国に例を見ないというほどおかしい制度だと。それから、政治資金の問題があるということで、第一期答申ではみなさんご案内の通りですが、分けていましたね。1 が選挙制度の問題、2 番が選挙権と被選挙権、これは選挙権の拡大ですね、ホームレスの住所の問題、学生の問題、障がい者の問題、色々ありますけれども、そういう選挙権の拡大の問題。3 番目に、今申し上げました選挙運動規制の問題、この三つを柱に据えて第一期答申は提言をしております。そういうことで、その中身について若干説明をしていると、つまり乖離があるという問題ですね。それから 1 ページの下あたりでは、「選挙権・被選挙権」ではどんな提言をしたのか。忘れていましたけど、もちろん供託金の問題ですね。2 ページの上あたりにありますけど。今、違憲訴訟をやっている最中ですけれども、選挙供託金の廃止を提言したということ。それからあとは、今申し上げたような選挙権・被選挙権の拡大の問題も提案したということです。それから選挙運動でも、ある程度は書いておりますけれども、①選挙運動期間という仕組みは廃止する、②様々な規制があるけれども、これについては、相当細かくいろいろな分野にわたって、第一期答申では取り上げております。ただ、前から申し上げ

ているように、ちょっと理論的と言いますか、なぜそういうことをしなくてはけないかという部分については、もう少し理由を言った方が良いのではないかということを申し上げておりましたが、それを今回は少しふくらませて言うという形にしたいということでございます。

2ページの（2）の「自由で楽しい選挙」と「新市民選挙法」の方にまいりまず。これは、いよいよ我々の第二期答申の考え方ということになるわけですけれども。まず、現行公職選挙法が第一期答申で述べられているような欠陥を有すると、その背景は何だろうかということ、これは選挙市民審議会でこれまでいろいろ議論をしてきた中では、二つの根本的な問題があるのではないかと議論してきたと思います。

ひとつは、現行公職選挙法は「選挙は候補者と政党のみが行うもの」という考え方に立っている、極端に言えば、市民は関係ないと、選挙民は見て票だけ入れろというような姿勢でできているということ。資料にあります通り「主権者である国民が候補者と議論する」、候補者は「私に入れてください、私の考えはこうです」と、それに対して、聞いている市民の方が「何を言っているんだ」と言って議論をする。あるいは、あなたの言っていることは正しい、私もそう思っていたとか、いろいろ議論をする。あるいは候補者がいなくても、国民同士がああ言って演説していたけどどうなんだとお互い同士が議論するということを、一切認めないような規制を行っているのではないかと、疑わしいということであります。その反論ですけれども、そこに書いておりますように、「しかし、選挙は、私たち主権者が代表者を選ぶ」ということでありますから、そして、「我々の考えを政治に生かしていく」ということでありますから、そういう意味から言って、「本来私たち主権者自身が選挙運動を含む、選挙全体に主体的、積極的に参画していく」と。単なる参加ではなく、入っていく、自分たちが主人公だという意味で参画という言葉を使いましたけれども。そういう認識が今の現行公職選挙法には、ないのではないかということが一つの問題点。

それから二番目は「べからず集」の以下に書いてありますけれども。二つ目の誤った考え方は、非常に管理者的発想であるということですね。私も選挙を執行してきましたから、気持ちはわかるんですけれども、どこでどんな不祥事が起こって無効になって選挙をやり直さなければいけないというようなリスクを抱えています。だから現場の選挙事務にあたる人は、神経すり減らしてストレスの中で仕事をしていることはわかるんですが、それではいけないだろうと、ただ混乱なく事故さえなければ良いと慎重に慎重に、何でもいけないと言っておけば楽だということで、管理者的発想に立って細部までがんじがらめに規制するということになっているので。国民の側から見れば、特に選挙運動する人から見れば、わずらわしいだけで、今までのテーマであります「不自由で楽しくない選挙」になっている。押し付けていると。我が選挙市民審議会での議論がありましたように、スウェーデンでしたか、ノルウェーでしたか、ドイツも、みな楽しそうに選挙をやっている。アメリカの大統領選挙を、みんなでワーワーやっているのを見ると、非常に楽しそうだと。もちろん選挙ですから、楽しんでばかりもいられないという、責任を持った投票等もしてもらわないといけないん

ですけれども。それにしても選挙というものは、2ページの下から7行目あたりに書いてあるんですが、自分たちの国や地域を将来どのようなものにしたいのか、ということでやるので。責任もあるけれど、希望も膨らむ、楽しい活動であるべきであるということで、その辺が現行公職選挙法の発想が、戦前の考え方を引きずったようなもので、変わっていないのではないかということでございます。「　」書きで「楽しい」というふうに付けております。2ページから3ページにかけては、そういうことで転換が必要だということを書いています。3ページの上から2行目の真ん中あたりから書いてあること、これが先ほど私が申し上げた「市民による自由で楽しい選挙推進法」という名前に一応しました。略称で「新市民選挙法」とすれば、今までのみなさんのご議論が通るし、インパクトも出てくるのではないかと。単なる「公職選挙法改正」では、インパクトがないということでございます。

私のもう一つの宿題になっておりましたのが、「目的規定」。現行公職選挙法第1条の2に「民主政治の実現に資する…」でしたか、結構良いことを、「自由に表明する意思に基づいた選挙をおこなわれるように…」というような、一見すれば耳ざわりの良いことが書いてあるんですが。よく読むと、今言ったような二つの基本的な考え方が欠落していることからくる不十分な点があるということで、目的規定をガラッと変えたらどうかということでございます。これは、最後に目的規定案を付けてありますので、あとでご説明したいと思います。

それから1－1－1以降ですね、今まで申し上げてきた現行公職選挙法の欠陥について、復習も含めて総括したということですが。特に今回私が付け足しましたのは、これも説得力の問題に絡みますけれども、少し図表を入れてわかりやすいものを入れております。わかりやすいのではないかということで、対比表を入れております。

(1)では、「過剰代表」と「過少代表」という言葉を使っていますけれども、第一期答申で指摘したように、得票数と獲得議席数の間に大きな乖離があるということですね。具体的には比例区の率ですけれども、全国で33.3%、ちょうど3分の1の得票しかとっていない自民党がですね、衆議院の全議席、比例と小選挙区も入れてですが、全部で60.4%獲得する結果となっています。小選挙区の部分だけで見ればもっと格差がひどいんですけれども。いずれにしても3分の1ぐらいの国民からの投票なのに、議席は6割とっているわけで、その分他の党が割りを食っているということです。そこに芦部さんの『憲法　第4版』を引いていますけれども、第7版くらいまで出ているようですので、あとで最新のものにしたいと思っていますが。日本国憲法の定める「国民主権」の原理というのはどういう原理かということの中で、「国民の多様な意思をできるかぎり公正かつ忠実に国会に反映する」ものでなければならないと。最近の学説の推移では、只野先生がお詳しいところですけれども、政治的代表というだけではなく、社会的代表ということで、社会の構成員を代表していくような形にしなくてはいけないといった説が有力になっている、というようなことを芦部さんの本には書いております。そこには、直接引用させてもらっていますけれども、したがって選挙制度も「多様な意思をできるかぎり公正かつ忠実に国会に反映する」ということで、これから言っておかしいということでございます。

それから、これも第一期答申に書いておりました「死票」ですね。これが 2 年前の総選挙では、これは報道の数字なんですけれども、小選挙区の 5,540 万票の 48%が死票であったということで、これが結果として無駄に投じられた票になってしまっている。それが結局、政治不信につながっているということでありますので、少なくとも「小選挙区制」は早急に廃止して、衆議院については「比例代表制」に改めるべきである。

先ほど申し上げました、対批表で色を塗り分けてありますけど、左が議席占有率でずい分とっているんですが、右にあります通り票はあまりとっていない。逆に言えば、立憲民主党、希望の党、公明党、日本共産党、日本維新の会もそうですけど、全部票をとっている割には議席をもらっていないということですね。この表、ダブっていますね。下の表はいりません。

（2）一票の較差の「較」もですね、新聞などでは「格」なのでこれに直したいと思います。ここもあまり変わっておりませんが、数字の説明を最新版にして表をつけたというだけでございます。2017 年の総選挙においては小選挙区で、最大 1.979 倍。昨日高松高裁でしたか参議院の違憲状態判決が出ておりますけれども、いずれにしましても「一票の格差」は衆議院もあるし、参議院はもっと悪く 3 倍あるということです。これは訴訟も提起されておりますし、問題が非常に多い、いつまでたっても変わらないではないのか、人口変動がありますから。ということが大体第一期答申の内容ですけれども。5 ページの下に見やすくて、かつ具体的に図表を載せています。2017 年の衆議院の小選挙区の格差としましては、東京 13 区 47 万、鳥取 1 区 23 万ということで 2 倍。今年の 7 月に行われた参議院の方は、宮城県で 195 万、福井で 65 万ということで 3 倍の格差があるということであります。6 ページにどこから取ってきたかという注を載せております。

（3）はですね、人口構成を反映していないということでございます。これについては、まず女性議員。これも最新版にしたのと、見やすくならべたということでございます。結論的には、世界 192 カ国中 164 位だということで、先進国として恥ずかしい限りであると書かせてもらいました。参議院は若干高くて 23%ということになりますけれども、軒並み 1 割程度しか女性が進出していない。しかも 6 ページの下にありますように、昨年の 5 月に「政治分野の男女共同参画推進法」いわゆる「候補者男女均等法」ですね、各党が努力目標として均等に出すようにという法律が成立して、期待したんですけれども。これは、安部総理もちょっと謝っていますね。法律があるのに、自民党の候補者の数が少なかったと言って何回も謝っていますけれども。そういう取り組みが悪くて、結局大して伸びていないということでございます。今年は、数は前回と同数ということに一応なったんですけれども、実は今回の改正で改選議席が増えておりますので、割合は減ったという嘆かわしい結果になっております。

7 ページですけれども、年齢層ですね。そこに統計が書いてあります、毎日新聞のホームページに「デジタル国会議員名鑑」というのがあって、そこから引いていますけれども。一目瞭然なのは、29 歳まではゼロだということですね。それから年寄りの方が多いということですね。この表には出ていませんけれども、7 ページの下から 8 行目あたりに書いています

が自営業者が多いのではないかと、サラリーマン出身の議員が少ないという問題もある。ということで、いずれにしましても的確に有権者の公正を反映していないということから言っても、比例代表制を中心とした制度に改めることが必要だということです。

8ページにですね、(4) として「政治に反映されていない市民の意思」ということで、今まで述べてきた話の結果、政権の驕りのようなものが出てきて一強多弱だと、何でも通せるという状況になってきて問題が起こってきていると。そこにあります通り、集団的自衛権の問題、辺野古の問題、森友・加計問題、国会審議の不十分さのような問題がありましたが、そういう問題も過剰に議席を与えられていることからくる驕りの表れと批判されている、ということ。これも広く言えば、現行小選挙区中心の選挙制度の弊害じゃないかということでございます。以上が選挙制度の問題、一期答申・二期答申を通じて、一期答申が中心ですけれども説明をしました。

次の１－１－２「選挙権・被選挙権の拡大」についてですが、これもおもに第一期答申で言われてきた問題を総括したということです。「戦前も、…」ということで始めておりますが、これも「国民主権」ということからきましてですね、「平等選挙」ということが日本国憲法に書かれている。しかも日本国憲法 15 条では、選挙権は「国民固有の権利」ということで、基本的人権のひとつとして位置づけられているわけですが。この中に被選挙権も含まれるというのが最高裁の判決、資料にありますように 2005 年 9 月 14 日の判決ではっきり書いたということでございます。したがいまして、両選挙権ともですね、これは基本的人権なんだということで、やたらに制限されるいわれはないということでございます。

その点で問題なのは、一番目に「選挙供託金」についてということです。第一期答申でも、個人的には選挙運動の経験からこうだったというようなことも書かれておりますので、それはそれで良かったんですが。ここでは、もう少し全体的にいろいろな理由を掲げて書いております。と言いますのは、前にも申し上げたとおり、今年の 5 月 24 日に東京地裁の判決が出て、訴えた違憲訴訟をしている方はひどい判決だということで批判をしているわけなんですけれども。そういうこともありましたので、もう少し丁寧に、何がおかしいのかということを 9 ページに書いてあるということでございます。ひとつは、東京地裁判決も「立候補の自由に対する事実上の制約となっている」と言ったんですね。そんなに制約しているものならば、立候補の自由に反するのではないか、ということを言っております。これが一点ということになります。今回訴えている埼玉県の一市民の方も、資力がないということで訴えているわけですけれども、決してご自身も泡沫候補だとは思っておられないですし、そういう人が、真面目に国政について議論しなければいけない。第一期答申でも、格差社会になって、底辺にいる経済力のない人が国会議員になっていろいろなことを議論しなくてはいけないのに、供託金があるために出られないのはおかしいということを書いていたんですけれども。似たような議論ではありますけれども、この方も本当に選挙に出たいと、真に争うつもりの候補者がいるのに、その人たちをお金のことだけで全部排除してしまうということになっている。それから泡沫候補かどうかは、有権者が選挙で判断すべきことであって、

事前に役人がはずしたりするのはおかしいということでございます。今、実は高裁に控訴して審理中ですけれども。12 月 11 日に判決の予定となっております。したがって、この答申が最後どうなるかですけれども、これより後に出た場合は、ここら辺の書き方も変わってくるということになろうかと思います。「選挙供託金の国際比較」の図表も第一期答申に載せていましたけれども、少しわかりやすく工夫して、そこに書いてあるように、特に「なし」というところですね、ドイツ、フランス、アメリカ、アイルランドも 2001 年に違憲判決が出ていますので、今はなくなっていると思いますので、その辺を整理して見やすくしました。

10 ページの（2）「被選挙年齢の引き下げ」、(3)「立候補休暇と議員活動のための休職・復権制度の整備」、も、すでに第一期答申で書いております。(4)「日本国籍を持たない人々の参政権保障」ということで、第一期答申に特別永住者については、外国人にも国政参政権を認めるようにと書いたんですが。それを要約したような内容を付けています。(5)「障害を持つ人の参政権保障」と、（６）「移住者・ホームレスの参政権保障」移住者というのは転居した学生の選挙権の問題です。これも第一期答申で書いております。

それから 11 ページの下の方に、三つ目の柱であります、１－１－３ということで選挙運動等の規制、「等」を入れていますのは、政治活動も規制されているということです。そもそも論から始まりまして、12 ページに参りまして、理想論のようなことを言っておりますが。12 ページの上で、「市民は主権者なんだから、選挙がその意思を政治に反映する最も重要な機会として、立候補から選挙運動、投票、開票に至る一連の選挙活動の過程全体において、情報の提供や徹底した討論の機会を保障した上で。すべての市民、有権者によって積極的に担われるべきではないか」ということでございます。先ほど言いましたように、現行公職選挙法にはそういう発想がないということでございます。そういう中で、選挙運動というのは有権者に政策主張の情報を与えるという意味で非常に大事なのに、かつ楽しく行われる必要があるのに、現在の公職選挙法の下では、まず事前運動の禁止ですね。だから選挙運動期間は撤廃せよと言っている訳ですが。それから個別には、選挙事務所、自動車、演説会、連呼行為等が細かく規制され、戸別訪問、第三者による立会演説会、署名活動、人気投票の発表等がすべて禁止。特に文書図画による選挙運動については、原則禁止だということで、幸いインターネットの選挙運動の解禁がありますが、まだ残っているということでございます。

「政治活動」は自由なのかといいますと、実は自由ではない。特に選挙運動期間に入りますと、選挙運動規制と同様に厳しい規制がなされておりますので、日本の民主政治そのものを阻害している。諸外国、特に欧米先進民主主義国では全部自由だということで。日本も 1925 年の普通選挙の前は自由だったけれども、治安維持法と抱き合わせに規制されることになったということで、今日までの間に日本国憲法の制定があったにも関わらず、規制され続けているわけです。その問題について、先ほど申し上げたように、もう少しどこがどういけないのかということ、違憲問題が中心なんですけれども、次に総括をしておきます。

(1)「憲法 21 条の表現の自由」に違反するのではないかということでございます。最高裁

は合憲判決をずっと出していますけれども、それはおかしいだろうということで。ここで引きましたのは、特に伊藤正巳裁判官が 1982 年の意見の中で述べられているように、今までの最高裁判決は、下線を引いておきましたけれども、「文書図画による選挙運動を広く認めることのもたらす弊害について、必ずしも具体的な指摘をしておらず、説得力が多少とも不十分である。」と、少し遠慮した表現になっていると思いますけれども、そのように指摘しています。しかし、そう言った本人も、結論は国会に裁量権があるということで合憲としていまして、これも問題ではないかという批判をしております。

（2）がですね、「憲法 31 条の『罪刑法定主義』と予見可能性」ということで、そこに書いてある通り憲法 31 条の問題ですけれども。これも最高裁は憲法 31 条に違反しないということですが、あまり説得力のある論議はしていないということであります。これについては前にも申し上げましたように、50 年以上前 1962 年に刑事局長が国会で堂々と答弁しております。その他でも検事の方でも相当批判した本を出しております。とりあえず、ここでは刑事局長の答弁を紹介しますけれども、「公職選挙法というものは、こんな長たらしい法律である必要はないと思います。ことに、言論、文書をもって戦うのは当然ということでありながら、ポスターの枚数を制限したり、演説会の回数を制限しておるということは、私どもは取締をするたびごとに非常に苦痛を感じておるのであります。」と言っております。

選挙運動規制は非常に細かいので、14 ページの上にあります通り、選挙管理委員会や取締当局の解釈に恣意的な判断を認める余地の大きなものとなっている。特に県によって選挙管理委員会の取り扱いが違うということが、よく指摘されておりますね。警察当局にも恣意的な余地を与えるということにもなっている。ですから普通の市民はもちろんですけれども、候補者、政党、プロにとっても何が違反なのか非常に予測不可能ということで、これも萎縮させ、「自由で楽しい」ものになることを妨げている。

（3）「国際人権規約」、これも前にご報告したことがありますけれども、国際人権 B 規約の 19 条は一般論の表現の自由を言っていますが。特に 25 条で、14 ページの下に詳しく載せていますので、見ていただきたいと思います。そこには「いかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。 a)直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与すること。b)普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。ということですけれども、これから言ってもおかしいのではないかということです。特に 15 ページの上にあります通り、国連の監視機関である規約人権委員会が設けられておりますけれども、ここが 2008 年の 10 月の勧告の中で、「公務員がマンションの中に入って郵便受けにビラを配ったという件について、住居侵入罪あるいは国家公務員法で逮捕されたということについては、人権委員会は懸念を抱いている」と、「締結国は、規約 19 条、25 条で保障されている政治運動を警察、検察官、そして裁判所が不当に制限することを防ぐために、表現の自由や公的な活動に参加する権利を不合理に制限している法律を撤回すべきである」という勧告をいたしております。これは、直接は選挙法ということは言っていない

ようですけれども。

さらに、その次にデビッド・ケイ氏が 2017 年 6 月に来まして、この人は「表現の自由」の国連特別報告者という公的な人なんですけれども、この方が日本へ来て、特別報告をしております。そこにはっきりと、「選挙運動期間中、戸別訪問や、法定限度を超える選挙運動用文書図画の頒布といった通常の選挙運動に対して制限を課している公職選挙法について、自由権規約委員会は、日本政府に対し、特にこうして制限が表現の自由及び公的活動の実施に参加する権利を弱めている状況を踏まえ、政治活動に対して非合理的な制限を課す法律を撤廃する必要があることに関し、注意を喚起した。また、特に、選挙過程における現行の制限は不必要かつ不適切であるように思える」と指摘しております。それは事実認定のような部分なんですけれども、「選挙運動に対して不当な制限を課す公職選挙法の規定を廃止することにより、公職選挙法を国際人権法に準拠させるための改正を求め」ている。

また同氏は、今年の 6 月にも報告しているんですけれども、日本国政府が情報提供をしてこないと、抵抗しているんでしょうか、そういうことも言っています。「未履行」ということになっているのは、「選挙運動に対して不当な制限を課す公職選挙法の規定を廃止」の項目が 9 項目の一つであると、言っているようです。

（4）は「『選挙運動』と『政治活動』の概念の曖昧さ」という問題で、15 ページの下から 2 行目にありますが、「選挙運動」は、「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を図ることを目的にして行う直接の行為」だけでなく、広く「間接の行為」を含むものであるという定義になっております。ところが、16 ページの上にありますが、「政治活動」の定義も、もちろん政治活動ですから非常に広いと。「候補者を支持し、当選させることを目的」とする場合を含むと。そうしたら境界がなくなるじゃないかということなんですけれども。これは無理にですね解釈を重ねてやっているんですけれども、なかなかわかりにくいと言うか、非常に曖昧であるということで、これは現場では非常に問題になっている。

（5）は、「『マニフェクト型選挙』とインターネット選挙運動」の解禁で、ある程度の突破口が開かれているんですけれども、まだ不十分だと。特にインターネット解禁になって、i－Pad で良いのに、ペーパーレスの時代で i－Pad にしているのに、もとのペーパーの方はなぜいけないのかというふうに、論理的に整合しない規制になってきているという点をもう少し突いていかないといけないのではないかと思っております。

（6）「選挙運動等規制の撤廃と選挙の新しいルール」は、そういうことを踏まえて、小林さんのご担当、で大体出来上がっていると思いますけれども、この問題をここで書こうかなと思っております。以上のことから、第一期答申には、いろいろと提言しているけれども、今期では制度設計のあり方について提言したいということです。17 ページに赤で入れていますように、出来上がってから要約して入れるということにしたいと思いますが。ひとつは「ア.立候補後選挙活動期間」で、いつからヨーイドンさせて、もちろん選挙運動期間は廃止ですから、規制は行われませんけれどもルールとしていつからやるんだと、届出はどうするんだという問題がありますので、それを技術的な期間のことをいろいろ議論もありまし

たので、それを答申に入れると。それに関連しまして、「イ．立候補後選挙活動期間の選挙活動の支出金額の制限」についてですね。そうは言っても全部自由だと言うと、また金権政治になるのではないかということですから、現行選挙制度にもありますとおり、上限ですね、選挙運動資金に上限を被せるということも大体入っていたかと思いますが、これを最終的に文章化するということ。

それから 17 ページの下に（注）を入れていますけれども、これは前々回 7 月に私の方から「選挙公営制度」、供託金制度の絡みで、どう考えたら良いのかということで、供託金の議論の中にこの話を入れる。結論的に言えば、「選挙運動規制と選挙公営制度が裏腹の関係にさせられている面が強い」と。そうあってはならないと思いますけれども。そういうことでありますので、戦前の考え方があって、国会議員の中で強力に言っていた人がいて、できるだけ選挙運動は全部公営だと、それ以外は全部禁止せよという極端な公営論があったので、それを否定しておかないと、今回提案する選挙活動の資金の話とか公営選挙の話とがおかしくなる、という意味で入れてありますが。これも、全部できてからまた議論をしたいと思います。

それからその絡みで、坪郷さんが担当されております、18 ページの「ウ．選挙運動規制の全廃後の新たな罰則規定」ですね。選挙運動規制を撤廃しますから、それに付いている罰則規定も全廃になりますけれども、その中でも買収・自由妨害など自然犯的なもので入れておかなければいけないものがあります。それをどのように残すのかという提案で、坪郷さんの最終案をここで要約して前段で入れておきたいということになります。

今回柱を立てましたのは、三木委員の方の関係もありますけれども、「１－１－４政治を育てるために」ということを新たに立てておりまして、今後も非常に大事ではないかと思います。ただ、「政治を育てるために」の柱の割には、「政党助成法改正」だけだとちょっとさみしいということで、「政治教育」については、私がたまたま思い出したことがありまして、3 年ほど前に主権者教育のことについて論述したものがありますので、それを要約して入れるのはそんない難しくないかなということでございます。

「１－２政治への市民の意思の反映」としています。これを書きましたのは、岡﨑委員の方から「抽選制導入」の話を書かれますので、それの前段ということで、「政治への市民の意思の反映」というタイトルで、これは岡﨑さんの本からとっております。最終案を見ながら書き変えたいと思いますが、19 ページの上にあります通り、レイブルック氏の「選挙制を疑う」という、今年の 4 月に岡﨑さんともう一人の方が翻訳された本ですけれども、これも話題を呼んでいますし、ちょうどここで取り上げるようなテーマを言っていますので、これを入れたらどうかなと思っております。直接民主制というものをコメントしていく、つまり代議制民主主義だけではやっていけないということだと、補完していかないといけないということでございます。19 ページの真ん中あたりに書いてありますように、「すなわち」で始まる段落ですが、「すなわち、私たちの民主主義と地方自治の成熟と発展のためには、選挙制度だけでなく、それを補完すべき様々な制度により、市民の意思や関心を多元的なル

ートを通じて、国政と地方自治に反映していくシステムの整備充実が必要である。そこで、今回の第二期答申では、以下の事項について提案を行う」という形にしています。

まずは、「１－２－１請願法の改正」、これは小林さんの書いているところで、大体出来上がっていると思います。最終的に精査をして、ここでは要約をしたいということです。
それから、「１－２－２国民投票法の改正」は山口さんがご担当で、これも大体出来上がっているかと思いますので、これを要約して入れるということになります。

３番目の柱が、岡﨑さん訳の「１－２－３抽選制導入の可能性」の話を、今書かれている最終案ができたら、その要約をここに入れるということでございます。

ちょっと書き落としているかも知れませんが、三木さんの政党助成法の話は、18 ページの（２）に入れていますけど、ここに入れるのか、今言ったように柱を立てて入れるのか、また考えたいと思います。

21 ページ「１－３」が冒頭に申し上げた「新市民選挙法の制定とその目的規定」ということで、今まで言ってきたようなことを書いておきました。現行公職選挙法の批判をいたしまして、21 ページの下から４行目ですけれども、「新しい選挙法として、第一期答申及び本答申で提案したすべての公職選挙法改革案を網羅した新しい『市民による自由で楽しい選挙推進法』（『新市民選挙法』）を制定すべきである。加えて、その新市民選挙法の目的規定もその改革方向を明確にし、真の民主主義と地方自治の実現を目指し、現行選挙制度のさまざまな欠陥・弊害をする抜本的改革を断行していく姿勢を示すものに改正する必要がある。」ということにしております。現行公職選挙法の目的規定はどうなのか、ということで、具体的条文を引くかどうか、後でまた考えたいと思いますけれども。

問題点については、（ア）ともかく「日本国憲法の精神に則る」ということは書いてあるけれども、国民主権原理に基く民主主義の理念を意味するものと一応解されてはいるが、明文化されていない。ということが一番目の問題です。（イ）「公明且つ適正」という先ほどから申し上げております規制的・管理者的な面の言葉はあるんですけれども。市民による「自由かつ闊達な」といったような、積極的に民主主義を活性化するという意識はないということで、規制を中心とする考え方を「自由」を中心とする考え方に変えていく。（ウ）地方自治とか地方分権の考え方は、当時のこともありまして、今ほど重要性が認識されていませんでしたし、法律もそうなっておりませんでしたので、書いていないんですが、やはり入れるべきではないかと。特に、これはいろいろ議論してきたところですけれども、法文の形式はどうするかというところですけれども。やはり地方自治の時代ですから、我々の「新市民選挙法」は、国を中心とする制度で、地方自治体の関係については条例に任せると、新しい基準とはなるでしょうけれども。22 ページの四角で囲ってある中と下の「新国民主権選挙法」というのは「新市民選挙法」に訂正してください。（エ）は、あまり具体的にはかけないかも知れませんけれども、選挙法を手続法ということをあまりに強調するものですから、しかし内容的には「民主主義と地方自治の実現」を目指す実態面もちょっと頭に入れた、無色透明のような法律ではなく、理念的なものを入れた選挙法とするべきなのに入れていないと

いうことが問題点。

したがって、22 ページの一番下にありますように、「新市民選挙法第 1 条」は、「この法律は、日本国憲法に定める国民主権原理及び地方自治の本旨に則り、国民・住民（前回の案では市民としていましたがいろいろご議論もありましたし、市民はまだ法文としてはこなれていませんので住民としていますが、）が、衆議院議員、参議院議員並びに地方自治体の議会の議員及び長を自らの代表者として選ぶ選挙について、国民・住民の意思を公正・的確に反映するものとするとともに、広く、政治活動・選挙活動が自由かつ闊達に行われるよう、その自由を保障し、もって民主主義と地方自治の実現を期することを目的とする。」と、一応の案文も付けておきました。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

只野雅人：ありがとうございました。結構長いお話を的確にまとめていただきました。いくつかポイントがあると思いますけれど。ひとつが「新市民選挙法」というキーワードでしょうか。これはおそらく答申の表にも出てくるものだと思います。「市民」というのは、多分欠かせない言葉かなというふうに思いますけれども。一番キーワード的な部分ですね。少しご議論いただく必要があるかなと思います。特に、最後に目的規定も作っていただいたので、そのあたりの兼ね合いも含めてということになるかと思います。それから、11 ページあたりまでが、前回の答申のダイジェストと言うか、論点を抽出しながら、前回何を私たちが考えてきたのかという全体像をまとめていただいた部分。そして、おそらく今日ご議論いただくことになるのが、それ以降の部分ですかね。これは今回の答申の骨組みにあたる部分で、まだ赤字の部分ですか、入っていない部分がありますけれども、このあたりをどう書き込んでいくか。そういう話になるかなと思います。いろいろ議論すべき点がたくさんあると思いますが、みなさんの方からいかがでしょうか。どこからでも結構ですけれども。

私の方から、テクニカルな点で、4 ページにグラフをあげていただいていますよね。同じものが二つという話があったんですけれども、衆議院の選挙制度の場合、比例区と選挙区でずい分形が変わっていますよね。比例区の方は、若干ズレはありますけれども、比較的得票と議席がまあ比例している。ところが小選挙区の方は、極端に乖離している。自民党の場合 50％弱で 75％ぐらいの議席を取るという非常にアンバランスな仕組みになっていることもあるので。私たちは比例代表を主眼とした制度を推しているということもありますので。できましたら、比例区と小選挙区を分けてあげていただいた方が、選挙制度の仕組みが良く見えていいのかなという気がします。比例はそれでもまだバランスがとれているけれども、小選挙区は非常にアンバランスがあって、基本的に小選挙区だけで過半数近く議席をとってしまうという仕組みでもあるわけですね。もし可能であればということですが、その辺ご考慮いただけたらという感じがします。

片木淳：その通りで、実は比例と小選挙区の二つだけを載せますと、確かに小選挙区ではひどい状態だとわかるんですが。日本国の衆議院選挙制度全体の中で、どんな構造になっているかという全体としての姿ですね、これが出てこないと。となると、本当を言いますと、全

体を出して、比例を出して、小選挙区を出してという三つ並べる形になるんですね。政党も小選挙区に出したり、出していなかったりとか、比例もそうですかね、ちょっとそこらへんがグチャグチャとするんです。だけど、まあバランスの問題でしょうけれども、それほどおかしくなければできるかと思います。ちょっとやってみて、みなさんのご意見を聞きたいと思います。

只野雅人：見栄えの問題もありますので、このあとご検討いただければと思います。ほかにはみなさんいかがでしょうか。あと、ちょっと形式的な点ですけれども、城倉さんのイメージだと答申全体どのくらいのボリュームで考えられていますでしょうか。前回ぐらい。

城倉啓：おっしゃる通り前回並みで、これは予算の関係もありまして、全体 164 ページですね。これが最大限だと。その範囲内で割り算すると、1 改正案あたり 10 ページぐらいが目安かなとは思っていたんですけれども。これは総論ですので、この総論についての分量は別に考えれば良いのかなと、そういうふうに思います。これだけあっても、多分大丈夫だと思います。

只野雅人：わかりました。かなり詳しくまとめて頂きましたので、むしろ各論のほうがちょっと大変かなという感じもします。ほかにはいかがでしょう。

片木淳：今の点ですけど、各論はちょっと仮置きですので私が赤字で書いたものはもっと縮めても良いかもしれない。それも全体を見ながらやりたいと思いますけど。

只野雅人：そうですね。やっぱりそこだけ読んでもそれなりに分かる方が良いかなという感じはしてまして、このぐらいの書き方で良いのかなという印象を私は持っております。あまり長いとまた本論の意味がなくなっちゃいますけれど、あまり短くて項目だけだとよく分からないという感じがあるので、各論のダイジェスト的な部分ですか。一番コアになる部分を書いていただけるとやっぱり良いかなとそんな気がします。中々160 ページのものを通して読むというのは難しいと思います。他にはいかがでしょう。どうぞ、はい。

三木由希子：すごい細かいことではあるんですけど 7 ページに「サラリーマン出身」ってなっていて下が「被雇用者」になっているんですよね。サラリーマンって書いてしまうと一方の性だけを書いているような印象を与えるのでここの表現は直していただいた方が良いのかなというのが、大変細かい点ですが、あるのと、あと 17 ページに三枝さんという方のものが引用されてるんですけども、これって何か出典があるってことですかね。

片木淳：もちろんそうですが、入れるのを忘れてますね、これ。

三木由希子：そうですね。全体が三枝さんのご見解ということですよね。

片木淳：そうです。

三木由希子：なのでちょっとそれを入れていただいた方が良いのかなと。

片木淳：はいはい、そうですね。さっき言ったようにこれも実は赤にしてませんけどまだ仮置き中でして、このまま行くかどうかまだ分からんとこがあります。

三木由希子：あともう一点が 21 ページから「新市民選挙法の制定とその目的規定」ということで言っていただいてるんですけれども、先ほど只野さんもおっしゃったのがそういう

ことなのかなと思うんですが、法律のタイトルに「市民」と入っているんですけども、目的に至ると「国民」「住民」となっていて、市民という言葉が一体何を指すのかっていうのが法律を通じてその定義なり何かが無いとちょっと中身とタイトルがうまく統合されていない感じになってしまうので、ここはもう少しみなさんからご意見をちゃんといただいた方が良いのかなという気がしています。

あと名前も「自由で楽しい」っていう価値観が入っているっていうところで好き嫌いがかなり出てしまうかなという気がするのでメッセージとしては非常に分かるんですけれども、もうちょっと色々とアイディアがあったら出し合っても良いかなという気がしました。

片木淳：法律の「市民」ですね、これもおっしゃるようにちょっとポイントなんですけれども、この報告書の中ではどこか前の方に市民は何かというと、「国民・住民」（以下「市民」という）という簡単な定義をしているんですね。だから実際法律学的には、おそらく現行法で市民というやつはあるのかなというとよく分からないですけどね。無いんでしょうな。だからそこはちょっと問題あるんですけど。それから「新市民選挙法」というのは、これは略称です。だから括弧内の市民による何とかって書く、そこの市民というのはちょっと法令用語としては、現行法では通らないかもしれない。国会の法制局あたりでは。でも書いといて良いんじゃないでしょうか。もっと議論すればおっしゃるように国民・住民だけが市民なのかと。本当は我々が選挙市民審議会という市民とは何だったのかという、実は定義があるべきなんですね。議論が色々あるわけですね。たとえば政治に関心を持って積極的に参画していく国民・住民のことを市民というとかね。だからそこはどうしますかね。議論を詰めるのか、このままで大体市民で来たから市民で良いじゃないかということにするのか。そこはまた議論してもらえばよろしいのかと思いますね。

それから「自由で楽しい」というのはおっしゃる通りメッセージ性と、我々の審議会でずっと言ってきたんで、このままインパクトのある今の選挙法の問題を指摘するのには、ちょっと何て言いますかね、メッセージ性を入れてバンとぶちかますと。ぎりぎりと要望みたいに考えないというつもりです。これも議論していただければと思います。

只野雅人：ありがとうございます。目的規定は確かに書きぶりが難しくて市民って法律用語になってないこと自体が一つ問題提起の対象なのかもしれませんけど、国民っていうのも中々難しいですね。国籍を想定した概念なので。ただまあ目的規定に市民と書くというとちょっと難しくて、何かこう「市民を主体とした選挙を目指し」みたいな、そういう感じの、少し曖昧な形で入れないとしょうがないでしょうね。市民を定義しろと言っても、定義すると魅力がなくなってしまうような気もするので。色んなものが入りますよっていう言葉で良いような気がするんですけど。はい。

片木淳：ちょっとよろしいですか。今おっしゃった国民は、確かにさっき申し上げたように外国人の参政権も認めてる、出してるわけですね、我々は。そうすると何か工夫がありますかね。

只野雅人：これはちょっとしょうがない気がするんですね。

片木淳：国民ってそのまましておくと。
只野雅人：ええ、ええ。はい、はい。市民的な言葉が間接的でも入るとニュアンスとしては和らぐかなと。
片木淳：ああ、おっしゃった「市民を主体とした・・・」を前の方に付けておいて、そこで国民というのはそんなに狭い話してるんじゃないということでしょうかね。
只野雅人：はい、「市民を主体とした民主主義を目指し」とか、少し理念的な話が頭に入ると収まりが良いような気がします。ちょっと法律的じゃないんですけれど、私たちのスタンスとしては、それはそれで良いかなと。法律化すると多分削られるかもしれませんけれども。他にはいかがでしょうか。さっき「サラリーマン」は確かに「マン」は直したほうが良いかもしれませんね。
片木淳：どっちが良いですか。私は「サラリーマン」の方が分かりやすいと思うんですが、「雇用者」よりも。7 ページですね。これで実は農業者・自営業者等、ここ私まだチェックが足りないですけども、そうですね、男女、若者。若者も実は定義書いてないんですけどね。まあまあ、どっちかに統一すれば良いですね。「サラリーマン」の方が良いかもしれません。サラリーマンというとそうでない人が反発するかな。
只野雅人：女性を含まないという。
片木淳：ああ、そうか。「マン」だからね、下には「男女」があるけれど。
只野雅人：中々ちょっと厄介なんですけど。
片木淳：「サラリーウーマン」が無い。
小澤隆一：よろしいですか。ここは、農業者・自営業者って来てサラリーマンて来ているんですね。地方議会をかなり意識したあれになってますか。何か国政だとあんまりそういうイメージがなくて。
片木淳：どうでしょうかね、あんまり自営業者いないですか。
小澤隆一：農業者、自営業者が目立つっていうわけではなく、要するに二世が多いんですけども、実際には。ですからここはあえてこういう階層を持ち出すかどうかですよね。
片木淳：いや、だからここで言いたいのは社会的なグループについての代表者がちゃんと出てきてるのかということなんですよね。
只野雅人：そうですね。地方議会だと正にこういう分析があるんですけど、国会の場合というのは意外と難しいかもしれないですね。国会議員になるために経なければいけないキャリアが色々あるので。最近だと何が多いか、ちょっとピンと来ないですね。一昔前だと官僚とか出てくると思うんですけど、今はそうでもないので。地方議員出身の方も多分いらっしゃったりするので。あるいはここは地方議会の話として書いていただければこのままでも良いかなという。
片木淳：まあ全体の話ではあるんですけどね。（3）の内容ですからね。分かりました。国会議員については何か統計みたいなものがあったんですか。忘れちゃったんですが。
只野雅人：そうですね。あるかもしれないですね。たとえば地方議員を経て来られた方はど

う分類するか。
片木淳：地方議員は何かちゃんと統計がありますね。
只野雅人：ありますね。こういう傾向だと思います。国会議員は意外とキャリアパスは難しいかも知れないですね。複雑な経路を辿っているので。二世の場合には最初から秘書とか。でも一般の人が気軽になれるものではないというニュアンスではこういう書き方は確かにインパクトがある気がするんですけれど。
片木淳：分かりました。ちょっとそこをもういっぺん調べてみて、国会議員ですね。
只野雅人：他にはいかがでしょうか。後ろの赤字の部分はそれぞれご担当の方が出していただいたのをまずベースにという形になるかと思いますけれども。さっき三木代表の方からも最初の「自由で楽しい選挙」ですかね。サブタイトルとしてこういうのを入れるとか。「自由で楽しい選挙」を鍵括弧でくくるとかいうのが一つのやり方かなという気がしますけれども。全体の答申のタイトルというのは、城倉さん、まだ特に決まっていないんですよね。
城倉啓：前回の議論で、同じタイトルで行こうと。『第二期選挙・政治制度改革に関する答申』。サブタイトルも全く同じ「21 世紀の選挙民主主義の確立に向けて」ということまで行ってますけど、もしそれで不都合があればまだ間に合いますので、ご議論いただきたいと思います。
只野雅人：分かりました。ここは総論のタイトルなので厳密に全体のタイトルと一致する必要もないので。
片木淳：これは前から言っていたものですね。
城倉啓：ごめんなさい。総論のタイトルっていうのは目次立てのところで大きく五つに分けてまして、１が「自由で楽しい選挙へ」なんです。
只野雅人：「へ」。
城倉啓：ええ。そして１－１が「総論」、１－２が「目的規定改正」。２で「選挙の新しいルール」。３で「政治に人々の意見を反映させる多様な方法」。４で「政治を育てるために」。５で「今後の展望」。この柱に沿って総論の柱が立っていると思っています。
只野雅人：じゃあ全体のタイトルはこれでも差し支えない。
城倉啓：そうなんです。
只野雅人：柱が目次に沿っていれば全体をうまく表すような言葉が最初に入ってれば良いということで、はい、分かりました。他にはどうでしょうか。
城倉啓：細かいですが、一番最初の 1 ページの「１　自由で楽しい選挙を目指して」なのか、それとも前回までの「自由で楽しい選挙へ」なのか。「へ」なのか「を目指して」なのか。
片木淳：「へ」だとちょっともやっとするよね。
城倉啓：弱いと。なるほど、「目指して」ということが改正されたものなのですね。
片木淳：そうですね。
城倉啓：分かりました。

只野雅人：「目指して」の方が強い意志が出るということでしょうかね。
片木淳：さっきの第二期答申のタイトル。もうちょっと何か。前と一緒というのも何かカビが生えているような気もするんだけどね。だからここで意気込みがあるんなら、もうちょっと変えても。それか副題だけでも「新市民選挙法」ならそれでも良いし、あるいは「自由で楽しい」とかでも良いし。何か迫力のあるものに変えた方が新鮮味があって良いんじゃないですか。
只野雅人：全体のタイトルの話は最後にまとめてできるかもしれないですけど、ちょっとこれは大事なところかもしれないですね。一応課題として考えていくということで。他はいかがでしょう。
小澤隆一：今のことに関わりますけれども、今日の片木代表の出していただいた総論は非常に色んな、選挙だけではなくて、それ以外のことも含めた、非常に総括的な内容なので果たして「新市民選挙法」という形で括って良いのかどうかっていう話も少し議論になるだろう。請願法も加えてらっしゃいますし、あと政党助成の問題も、政治教育の問題も。ですから例えばどうなんですかね、「新しい政治改革基本法」みたいな。正にこれ政治そのもの、選挙を中心とした政治全般を市民の立場から変えよう、こういう目線の提言ですよね。それで先程来議論になっている「自由で楽しい」とか、あるいは「市民」という言葉を使うっていうのは、これはサブタイトルの方で扱っていただいて。そんな括りもありうるかなと。それとあと「推進法」っていう表現とあったりして、「基本法」っていう押し出しの仕方はどうかって今考えています。
只野雅人：片木代表、いかがでしょう。
片木淳：はい、おっしゃる通りですので、ちょっと推進法というのは元々あまりピンとこない表現だったんですけど、基本法であればちょっとピンときますわね。それから政治改革にするかどうかは確かにおっしゃるように政治資金、私のこの中では「政治資金制度を含む」というように書いちゃってね、1ページの一番上のところで、一応射程に入れたんですけども、確かに無理があるし、もう少し広いかなということでおっしゃる通りだと思うんですが、じゃあその時に広がりすぎて、これが書いてないじゃないかという、国会改革とかね、何か色々ありそうですね。だから全体の政治改革みたいな答申の副題にして、やっぱり個々の個別のところはここでは公職選挙法を主なターゲットにして書いているという風にするのか。ここも成り行きでまた考えて行ったらどうでしょうかね。今後のみなさんから出てくるものも含めてね。
只野雅人：他にはいかがでしょうか。そうしましたら総論の部分は今日はこのぐらいということにさせていただいて、また改めて他の各論ですかね、踏まえた上で全体の議論の中で取り上げるということでよろしいでしょうか。では次なんですけれど、このまま今度は三木代表の方から「今後の展望」と「政党助成法」についてお話をいただくことになりますが、いかがでしょう。準備いただいているものがありますね。はい。
三木由希子：一応私が書かなきゃいけない分では政党助成法の改正というのがあるので、こ

の間報告をしてきた内容をまとめる形で、基本的には法案化をするというのが事務局のご要望ではあるんですけれども、すごくテクニカルな領域に踏み込むことが、この改正の内容にあるので、単なる方向性だとほとんど何も書けないということがあって。ただ法案化しようと思うと全体の整合性をとるのがかなり難しいところもあるので考え方をかなり具体的にまとめるという方向で一応整理はしました。基本的にはここで報告をして、そういう方向で行きましょうということを決めたものをベースにしているんですけれども、最終的に整理をしていく過程でやっぱりその方向性のままだとどうもバランスが取れないというところは従来の報告されてここで了解をいただいていたことから少し逸脱をした形で整理をしています。前回資料は無いんですけども口頭で報告をしている部分がほとんどなんですが、改めて少し整理をしてまとめた内容を示したいと思います。

政党助成法の経緯・背景については第一期答申の方で書いてまして、再掲するかどうかということ次第かなとは思っています。なのでここは改めて書くつもりはないので、そのまま再掲するならそのまま入れてしまおうということです。現行法制の概要、問題点、改革課題ということで言いますと、そもそも政党助成法の目的が何なのかと。政党に公金を投入する根拠というか理由が一体何なのかということをまず確認をしているというのがここの部分です。それで結局公費による助成を行う政党、それを正当化するものというのが、この目的規定そのままなんですけども、「政党の政治活動の健全な発展促進及びその公明と公正の確保を図りもって民主政治の健全な発展に寄与することを目的」ということにしていますので、その政党交付金そのものがこういうものに寄与するという建付にそもそもなっているということですね。で、そもそも現行の政党交付金がこういう法目的を達成するために機能しているのかっていうというところから、やっぱり法改正をする必要性があるかないかという議論を始めなきゃいけないだろうということを言っています。現実としては必ずしもそれに寄与していないというところがあるので、その法目的の達成に必要な政策的改革が必要という風に一応改正が必要な理由というのは整理をしました。

それで交付金については交付と支出と二方向から整理をすると。交付と支出に関連して報告と公表という問題もあるので、そこにも言及するという風な整理をしています。交付先については現行が国政政党に限定されているということですね。ここはその交付についての細かい説明を少ししています。どういう条件で交付が受けられるかということで説明をしていて、なんで年末に離合集散を繰り返すのかということとか、あと年末の本当にギリギリでもなんで間に合ってしまうのかということの説明をここで。もう 28 日とかにやってどうやって間に合うんだっていう話になるわけですね、行政閉まっているのに。でも間に合っちゃうっていうのを、実はこういう枠組みになっているからですっていう説明を一応入れています。

95 年から交付金、政党助成金の交付が始まっているんですけども、それが 2018 年までで累計で 7586 億円。これだけ国費を投入した結果の政治がどうだったのかということをもう一回考える必要があるということにしています。

問題点・改革課題として、交付金額が妥当かっていう問題と、それから交付要件の妥当性と、それから国政政党のみを対象とすることが妥当かっていうことと、いくつかあるんですけども、交付金額が妥当かどうかということはここでまったく議論できていないのと、ここの議論の中でも足りないんだったら増やせば良いというご意見も出てましたので、特にことは手を付けずにいます。

国政政党の要件というものがあるんですけども、結果的に国政政党の要件が政党交付金額分配を受けることを目的化した政治行動を生んでいるというところがちょっと弊害としてあるだろうということです。一方で政治活動の自由とか結社の自由そのものは憲法上の権利なのでここに制約を加えることは大変難しいと。と言うか、それはやってはいけないということなので、国費を投入することということからくる合理的な範囲で一定の整理をする程度のことしか、ちょっとできないかなと。なので、国政政党の要件を満たせば特権的にもらえますっていう仕組みを少し緩和するということが必要かなということで、問題点として指摘しています。

それから議会制民主主義は国政に限られるものではないということがあるというのと、それから地方議会についても選挙制度の改革というものは提案をしているので、議会制民主主義の健全な発展という観点から一応地方政治に対する助成も課題とする必要があるということをここで課題として挙げています。

あと現行制度に関して言うと政党交付金以外に公費による支出として国政では議員個人に対して支給されている文書通信交通滞在費があったり、地方議員については政務活動費があって、政務活動費は会派ないしは議員個人の交付、あるいはどちらかの選択という風に地方議会ごとに異なる状況にあるので、一般論としてどうかっていうものはあるんですけども、議員個人の政治活動への支出を中心に共通経費を会派として支出、あるいは会派所属議員で分担して負担するという傾向にあるという風に言えるかなと思います。なので、こういう議員個人に支出される公費に加えて交付金を支出するか。する場合は、議員個人というよりはあくまでも政党などの組織としての活動のためのものであるという風に位置づけを明確化しないとやや問題が起きるのかなという風に言えると思っています。なので、そこを一応課題というか検討すべき点として挙げています。

改革の方向性としては交付先およびどこが負担するかということで、国政は無所属議員はいますけれども政党化が顕著で範囲を定めやすいというところがあるんですけど、地方政治は議会内会派と政党とか政治グループが必ずしも一致していないっていう問題があって、これは結構厄介だなとは思ってるんですね。なので、助成をする範囲を国政政党と同じようには整理できないかなというところで、現行の政党助成法の仕組みそのままを持ってくるのは難しいとは思うので、国政政党の交付要件と地方政治に対する助成の仕組みは、これは分けた仕組みにするというのが合理的かなと思ってます。国政政党については国費での負担に合理性があるんですけど、地方政治に対する助成についてはそもそも国費でやるかどうかとか、一律に分配していくっていう仕組みがそもそも成り立つのかどうかという

問題があるのと、市町村議会に関しては政党への無所属が大変多くて政治的グループ化とか政策グループ化も中々されていないというところがあるので、国政政党のように同じように扱うのは中々難しいかなと思ってます。なんですけれども、各自治体に委ねることは自治体議会とか議員への信頼が必ずしも高くないという現状があるので、住民の理解を得ることが多分無理だろうという風に思ってます。政務活動費でさえあれだけ批判をされているのに、新たに政治の金を出すって話が通るとはとても思えないということと、財源があるところ無いところでお金を出せる出せないってどうしても出てきてしまうので、やっぱり国費負担にするしかないんじゃないかなという風に考えています。

なので基本は地方議会に関しても政策議論の促進であるということを明確にして助成する仕組みにしてはどうかなということですね。財源が交付金の総額の一定割合を地方政治枠にするということで、良いかなという風に考えています。

国政政党における交付要件ということで言うと、現行から変えているのは現職の国会議員が一人以上いるという要件にするということと、あとはここで国政政党ではないとか現職の国会議員がいないところをどうするのかっていうご意見も出ていたので、それで現職はいなくても直近の選挙で 1%以上の得票がある政党に対して出すと。ただし、現職国会議員がいないと継続した活動を担保するものが何も無いということになってしまうので、基本的には政党としての法人格を有しているということと、継続して活動する意思を表明しているということを条件にするということですね。そうした場合には政党の法人格要件をちょっと緩和しないと成り立たなくなってしまうので、現職の国会議員がいる場合が法人格の取得ができるということと、あと 1%以上の得票がある政党で継続した活動をする意思があるところには法人格取得を認めるということで、ただしその活動する意思をどう確認するかということが難しくて宣誓しかないかなと思っています。法人化することによって法人としての基本情報のディスクロージャーがされることになりますので、そういうことをもって一定の担保にならないかなということですね。法人格取得から一年未満で解散となった場合については、この①と②に書いた少し細かい話なんですけども、現職国会議員がいた政党の場合はその国会議員が移籍した政党に対して次の選挙まではこの議員分の交付金は払わないという風にするということと、現職議員がいない政党が解散した場合については解散日の属する四半期分の交付金を返すということにして、解散は制限しないけれども、公費を投入している以上はそれなりに制約が発生しますよと。その面での制約は発生しますよという仕組みでどうかなと思っています。

それから地方政治については都道府県議会と政令市議会が比例代表ということに提案をして市町村議会が制限連記という風に提案してますので一応この選挙制度ベースに考えようということで整理をしました。まず都道府県議会と政令指定都市議会における助成ということで言うと、比例代表なので選挙の時点で政党・政策グループに対して投票するということなので、基本的にはその枠組みで議会活動がされていないと投票時点での有権者の選択と政治家の行動が不一致になってしまうという問題があるとは思うので、多少拘束性が

選挙で選ばれるプロセスから外れるのかなとは思ってます。こういう比例代表で立候補した時の政策グループ・政治団体に対して現職議員が一人以上いるということと、あとこの二番目が要るのかなって気はしてるんですけれども、現職議員はいないんだけれども一定の得票を得たもので継続して活動の意思があるところを対象にしても良いのかなということで一応案としては出しています。継続して活動の意思がある政策グループについては政治資金規正法に基づく政治団体の届出がされているということと、あと通常政治団体の届出って単に届出すればできちゃうんですけれども、その時に綱領とか運営に関する基本事項ですね。書類の提出と公開が必要ということと、第三者の残余財産については解散のある当該年度の助成金が残余財産の総額より少ない場合は全額返還とか、ちょっと細かいルールを決めて認めるということが一つの方法かなという風に思ってます。選挙制度としては比例代表なので、その政策グループ・政治団体が解散した場合は助成は基本的に当然行わないと。例外として解散後に新たに設立させた政策グループ・政治団体に現職議員がある場合はそのグループが設立してから一年を経過して、それでも活動が継続しているんであれば、それは交付しても良いのかなという気がしているのでそおうしう仕組みにしました。

あと国政政党との関係が問題になるんですけども、国政政党として比例代表の選挙を行った場合はそこには助成は行わないということですね。基本的には政党の方に出しているのでそれ以上は出しませんということですね。国政政党として比例代表を行っていないんだけれども、グループに属する候補者ないしは議員が政党支部の代表とか会計責任者とか役員になっている場合は、これはダメだろうということで、その政策グループは国政政党と同一とみなすしかないかなということで少し細かいですけれどもそれを入れてます。

それから市区町村議会における助成ということで言うと、制限連記制で政策グループ化を促して政策本位の選挙となるということの効果を見込んでこういう提案を第一期にしているということですね。なのでそれを活用することが、政策議論を促進するためのインセンティブとして活用することが望ましいんですけれども、いくつか課題があるということで一つは比例代表の選挙ではなくて選挙グループと選挙における有権者の選択がゆるやかに関連はしてるんだけれども候補者個人に対する投票であるっていう問題はどうしても残ってしまうということなので、政策グループについて一定の拘束性をその投票行動との関係で持たさせにくいという問題があるということですね。なので離合集散がされるとしてもそれを完全に否定することが難しいというか、あるいはそれが問題であると指摘しにくいということですね。

二つ目が議会における会派と政策グループが同質とならないということは、これは地方議会で普通に起こるということですよね。それと、その会派ないし議員個人への交付とされる政務活動費との関係の調整が難しいという問題があると。なので国政政党とか都道府県議会などと同じような政党や政策グループ中心の助成制度を設けることは難しいかなというところでちょっと私なりのアイディアとして考えたのが立候補時の政策グループに対して選挙の際の政策形成支援のための助成制度だったら、まあ成り立つのかなというアイデ

ィアですね。これは自動的に出すというよりは、申請すれば一定の条件を満たすと出るみたいな仕組みにすれば、あまり矛盾なく出せるかなというのが一つのアイディアです。立候補受付をした候補者が届出た政策グループに対して出して、ただしその政策形成を立候補受付時から始めるとしたら遅いので過去に遡ってそういうのにあてても大丈夫というお金にするしかないかなと。ただしそんなにたくさんの金額は出さないということですね。この辺りはイギリスの助成制度がマニフェスト作成支援とか野党の活動支援みたいな意味合いで出てると。そっちの方に多く出てるとか少し参考にしてこういうことができるかなということですね。助成は、ですから、選挙のあるときのみなので経常的に出す仕組みにはならないっていうことと、補欠選挙などはもちろん除外するということかなと思います。

政党交付金の使途と交付条件ということなんですけども、基本的には使途を制限してはならないという風に法律上書かれているということですね。ですからそれが政党の政治活動の自由を尊重するということで、4 条 1 項がその制限をしてはならないという規定なんですけど、2 項の方で政党に対して適正使用義務は定めているんですね。なので、基本は政治活動の自由という憲法上の権利を行使する公職者は適正な使用ができる人たちであるという、そこの良識に委ねているという仕組みになっているのかなということだと理解をしました。それでこれについて問題点と課題として言うと、いくつか具体的に指摘されている問題をここで挙げています。

一つが、政党交付金って毎年使い切っているわけではなく、どんどん基金として貯めていて選挙の時に使っているというところがあって、2017 年 9 月 22 日の毎日新聞ですと、2016 年末で 212 億円超が全政党というか交付金を受け取っている政党の中で貯蓄されているということがあったと。これは本来政党助成制度が意図していた状況とは言い難いんではないかということがあるということですね。

それからもう一つが、政党交付金の使途の報告書を見ていると、何か事務所の改修費が出ていたりとか、ちょっと飲食費に充当されていたりとか、そもそもの政策目的からするとどうなんだろう、公費使ってどうなんだろうというようなのが、やっぱり報告されていたりとかして、そもそも使途そのものが適正なのかという議論はあるということですね。それ以外に政治資金規正法は議員個人への寄付は選挙の時を除いて禁止されているんですけども、もう一つ例外があって政党から議員個人に寄付とかお金を出す場合っていうのは政治資金規正法で個人へのお金の譲渡というか寄付っていうのが認められているんですね。これ個人に出しちゃうとその後の使途が全く報告義務が無いっていう状態になっていて、政治団体に出していれば報告義務があるんですけども、議員個人にだしちゃうとダメで、それが政治資金規正法上は今できちゃうんですね。ということがあって、最終的に政党助成金、政党交付金って議員個人に結構渡っているんですね。一千万とか多いところは二千万とかそういう単位で。その使途が実は不明っていう状態にあったりするので、現状が必ずしもちょっと良いとは言い兼ねるかなということですね。政治活動の自由っていうのが本質的に何をしても良いということでは全くないですよねというところがあって、公金の支出にあって

はやっぱり法目的や政策目的に適った使用ができるという、政治が自律的な行動をすることが期待されているということであるので、現実そうじゃないところがちょっと目立ちすぎるということを問題点・課題として提案をするということで改革の方向性としては法目的の達成のため政党政治の行動を促すインセンティブとして活用するということですね。

全額に対する使途の制限を行うというのは無理なので、それはしないと。一定割合についての交付条件としての使途の指定を行うということで、国政政党は前期の答申で交付金の一部を政策研究費、政策立案や調査研究のための政策研究組織なりを設けるということを提案してたんですね。この審議会の中でも前期の時にも出てたんですけども、5%は少ないんじゃないかという話はあって、ちょっと考えて韓国の場合が 30%なんですよね。スウェーデンの事例だと野党に手厚くなって立法活動を念頭に置いた補助を出しているということなどもあるので、そういう諸々を考えて 15%ぐらいが、日本は額がちょっと大きいので、15%くらい。30%だとちょっと大きくなりすぎるかなというところもあって 15%を政策研究費として党内で研究組織を設置してその運営費用にあてることを義務付けるということですね。

それから民主政治の健全な発展には社会の実相を反映した議員・候補者であるべきだというのがあって、ジェンダーの問題だけではなくて様々なマイノリティの人たちがいるので、一応ここはあまり明確にこういうのがあるよねって言うよりは、社会の実相というかたちでかなり丸めて書いています。なので、そういう人材が国会議員になることが重要ですと。なので、国政政党に対する交付金総額のうち 20%は女性候補者およびその他のマイノリティグループの候補者を一定割合にした政党に対して配分する仕組みにするということですね。これも一回の選挙でずっと有効だと拙いので、特定の選挙で一定割合がこういう部分、マイノリティグループの人も含む候補者であった場合は次の国政選挙までの期間の分配をその 20%についてその政党にしても行っていくと。国政選挙があったら国政選挙があった次の年の 1 月 1 日からの交付金にそれが反映させていくというような仕組みにすれば良いかなということですね。日本は二院制なので選挙ごとにやっぱり調整が必要かなということでこういう形にしています。

それから余剰金の繰越については現行使途を定めていないで基金としての貯蓄ができてしまうので、これを政策研究とか女性及びマイノリティグループの候補者支援ないし候補者育成への支出など、一定の条件のもとではやっても良いよという仕組みにすれば、多少選挙にも回せるお金として貯められるということになるかなと。例えば女性とかマイノリティグループの人たちの選挙資金の政治活動の支援とかに使えるよと。そのために少しお金を貯蓄するということとかは十分に政策合理性があるかなということで一応整理をしました。

それ以外はこういう使途にしなさいということはちょっと難しいので、特にもう手をつけられないかなと思ってます。

都道府県議会、政令指定都市議会に関して言うと、実はこれらは政務活動費が高額の傾向

にあるということなので、かなり公費がすでに入っている状態だということなんですね。なので政務活動費の説明を二段落目で色々してるんですけども、2012 年の地方自治法の改正があったので、ちょっとそこを書いておいて、実際に各自治体で政務活動費交付条例などが定められているんですけれども、使途として大体この括弧書きに書いてあるようなところが、定められているんですね。これは市議会議長会か何かがまとめたものを元に各議会がそのまま条例を作ったりしているので、大体みんな一緒なんですよね。そうするとこういう政務活動費と重複した支出を認めてしまうとちょっと何か合理性に欠くかなというところがあるので、ただ一方で調査研究のためにお金が出せることになってるんですけど、これが政策形成とか立法のための経費とか言い難い実態にありまして陳情とか意見を聞くためにあちこち回る交通費とかにほとんど充てて会派があったりとか、ほとんどここに支出が無い会派とか議員が個人でいたりとか、それからある特定自治体の政務活動費の報告状況を全部調べたことがあるんですけれども、こっちがピンと来る政策調査としてお金を使ってるってところがほとんどなくて、議員が。なので実態としては中々そういう経費に回っていないっていうところもあるかなと思います。なので、一つが助成の対象となる政策グループにおいて政策研究組織を設けてそこにかかる経費に出すということと、それから社会の実相を反映した議員構成となることが議会のあり方として望ましいので議員ないし候補者育成に資する支出を可能とするというような使途の指定をするなど、他にも色々あると思うのでアイディアを出してもらっていただきたいんですけども、政務活動費との重複を回避するということを一つの軸に据えて作ってはどうかなと思ってます。

市町村議会に関しては支出条件の方に、使途の制限をしているのでここはもう書かないということですね。報告と公表に関して言うと政党助成法は年一回政党交付金等収支報告書の提出を政党本部及び支部に義務付けているんですね。報告事項はここに挙げたような項目が挙げられているんですね。政党本部だけではなくて政党支部もこれに準じた報告が行われています。報告書の要旨は官報で公表されてまして報告書本体は総務省と政党本部と支部、各都道府県では域内の政党支部について 5 年間閲覧が可能な状態に今なっているということですね。問題点／課題としては政党交付金の仕組みを変えることによって報告書の報告事項については調整が必要なのでこれはちょっと別途検討が必要ということで今回具体的に触れていません。問題点／課題としては報告書の提出が年に 1 回となってるんですけども、国政政党は交付金が年に 4 回に分けて交付されているということになっていて、選挙の直近の政党交付金の使用状況などの公表が一年以上後になることもままあるわけですよね。なのでこの報告頻度で良いかということと、あと政党助成法が報告書について閲覧規定しかなくて写しの交付については別途情報公開請求が必要な状態なんですね。総務省のウェブサイトで報告書そのものが掲載されてるんですけどもプリントアウトとダウンロードができないようになっているので、こうなっているのは閲覧規定しかないということによっているんですね。以前に政治資金規正法もまったく同じ状態で情報公開法を作る前まではコピーがそもそも取れなかったっていう問題もあるんですけども、法制定後も

請求により写しの交付を受けるか、あとはウェブサイトで公表されてるんですけれども、プリントアウトもダウンロードもできないという仕様だったということがありました。これが法改正されて写しの交付とウェブサイトの公表規定が設けられたんですけれども、報告書本体をウェブサイトで公表した場合は写しの官報・公報での公表が必須ではなくなったので報告書本体の保存期間を 3 年経過すると政治資金の収支について確認が困難になるという問題がでてきているので、そういうことも踏まえて改革の方向性というものを示しています。

改革の方向性としては国政政党に関しては報告書を四半期ごとに提出して速やかに公表する仕組みにするということですね。都道府県議会と政令指定市議会については、四半期ごとはちょっと大変かもしれないというので年 1 回にしてあります。それから市区町村議会については選挙終了後一定期間を期限に報告を義務付ける仕組みにすれば良いかなと思っています。報告書は国政政党分は総務省、都道府県、政令市議会、市区町村議会は各自治体の選挙管理委員会に出すという仕組みで良いかなと思ってます。報告書の保存期限というのが現行 5 年になっているんですけども、これは 10 年くらいに伸ばして良いんじゃないかなと思っています。その理由は参議院議員の任期が 6 年となっているので少なくとも議員の一サイクル分は必ず残っている状態になっていないと、ちょっとよろしくないかなというのがありますので、10 年に伸ばすかどうかは別としても少なくとも 6 年以上の保存はあるべきじゃないかなという風に言えると思います。

報告書はいずれも写しの交付も政党助成法で規定をして、ウェブサイトの公表も行うということですね。公表場所については、国政政党分は総務省と、支部分が各都道府県での公表。市区町村分は各市区町村において行うとなのですけれども、国費を使っているという性質を踏まえると全体のポータルもあった方が良いと思いますので、ポータルをどこかで作ってもらって全体の透明性の向上を図れば良いかなということと、あと報告書は現状紙媒体で提出されたものをスキャンして画像にした PDF ファイルをウェブで出しているという状態なんですけれども、使途の分析などが基本的にできないという問題が当然出てきて、なので、今の政府の方針も電子政府化及びオープンデータの推進というのがありますので、オンラインでのデータ分析可能なデータで報告書を提出し、公表する仕組みとするということを提案してはどうかなということにしてあります。以上ですね。

只野雅人：どうもありがとうございました。大変よく練られた、完成度が非常に高いなという印象なんですけど、ちょっと時間があんまりないのであんまり討論の時間を今日は取れないんですが皆さんの方からいかがでしょう。特に地方議会の方は、政務活動費は難しいですね、中々。

三木由希子：地方議会は国費で出すのはもともと難しいですよね。地方議会、市区町村は経常的に出すのは多分無理じゃないかなと思うので、本当に目的を絞って出す。しかもそれは合理的な政策目的の範囲でという話になるかなと思います。

只野雅人：はい。ある程度割り切りはどこかでしないとしょうがないですね。そんな気がし

ます。どうぞ。

片木淳：全体的に論点が色々あるような気がしますけども、ちょっと時間が無いんで 2 ページの政務活動費については端的に言うと結局もう廃止ということですか。後ろの方には研究と女性議員の関係はって書いてありますけれどそれは政党交付金としてっていう意味ですか。政務活動費はもう止めるということでしょうか。

三木由希子：政務活動費は残す。その代わり政務活動費と重複しないようにするっていうことですね。助成は。

片木淳：重複しないというのはどういう意味ですか。政党交付金で助成関係を出すという意味なのか、今の政務活動費で助成を出して政党交付金からは削るということですか。

三木由希子：政務活動費はそのまま残して、政務活動費の使途とかぶらない範囲で政策目的をはっきりさせて助成はするという仕組みですね。

片木淳：助成というのは。

三木由希子：はい、交付金、交付ではなく助成金という形で出すということですね、整理として。いずれにしても政務活動費出てるのになんで出すんだという話はどうせ出てくるので、何でも使って良いですよっていう助成の仕方はありえないだろうというのが私の理解ですね。

片木淳：だぶるんじゃないですか。今の政務活動費と完全に。

三木由希子：政務活動費とだぶらないために使途を制限するっていう整理にしているんですよね。一つが選挙の時の政策立案とか、公約を作るための助成金っていうのが市区町村議会の方。都道府県議会の方が調査研究費。調査研究っていう項目が支出項目としてあるんですけども、政務活動費の中でも、実態として調査研究として何があたるのかってところはもう各議員任せなので、ほとんど交通費っていうところもあれば、ほとんど出してないっていう人もいたりとか、その交通費分を別の費目で交通費分出してたりとか、結構色々なので、政策研究組織を作ってもらってそこの運営費にあてて良いですよというのが都道府県議会。あともう一つは都道府県・政令市は社会の実相を反映した議員と候補者になるような女性とかマイノリティグループの支援。候補者支援とか、あとはその支援のために使って良いという風にして、政務活動費でそういう風な使途が指定されていないところに限って認めるという制度設計。

片木淳：政党交付金の方は今の 2 点に絞って出す形にするということですか。

三木由希子：お金の使途を決めると。こういう目的のために使うんであれば助成しますよという仕組みにすると。だから自動的に配分するというよりも、こういう使途のもとに、こういう条件を満たすグループに対して、こういうことの目的のために欲しければあげますというので助成金というような名前にしていると。

片木淳：ずばり言うと政務活動費を残して、それの中身をそういう風に改善するというだけではいかんわけですか。

三木由希子：政務活動費になると自治体で議員の人たちに条例を自分たちで作ってもらう

ってことになるんですね。政務活動費が地方自治法の中で、条例で定めることにしてるんですよ、それを。

片木淳：なんですか、具体的な使途の内容まで。

三木由希子：そうですね。使用できる経費の範囲は条例で定めるということになっていて、やっぱりそれは政務活動費そのものの目的というのが調査研究に加えてその他の活動にも使用できるっていうことになっているので割と広いんですね。ただし報告をしなければいけないという都合とかあるので、使用できる範囲、経費の範囲というのは条例で決めるということで決めているのが一般的な使途として条例で定めているのが調査研究とか研修とか広報、公聴とか、そういうことなんですよ。これを特定目的のためだけの支出にしますってなると自治体議会自らが自らの使途をぐっと制限するような条例を作るか、あるいは地方自治法そのものも改正してもらわないといけないという話になるのと、交付金の金額というのが政務活動費の金額っていうのがこれも自治体ごとに定めているので出してないところもあるんですよ。小さい議会になると。そもそも政務活動費無いっていうところもあったり。

片木淳：分かりました。ちょっと時間が無いんでそこら辺をもうちょっと議論をしたい気がしましたけどね。

只野雅人：すみません。議論の途中で。予定していた時間がもう来てしまっていて、次回、ここのスケジュールの相談もしなければいけないので、ここで切らせていただいて、城倉さん、次回の冒頭で今日の議論の続きをするっていうのは可能でしょうか。

城倉啓：はい。そのようにしていただければと思います。

只野雅人：三木代表、次回はご出席は難しいですか。

三木由希子：ちょっともう来月は何とも言い難いところがありまして、ただ政務活動費で良いじゃないかって話であれば地方議会のところをガサっと取れば良いだけなので、そういう結論がここで出ればそれでこっちは処理しますので。

只野雅人：ちょっと議論してから決めた方が良さそうですね。次回が 10 月 31 日になってまして、城倉さんの方から次回のご予定についてアナウンスいただければと思います。

城倉啓：はい、ありがとうございます。基本的には次回から全体を審議するという予定にしておりました。つまりいただいた原稿を全部流し込んで全体を一体のものとしてご議論いただくという形で進めようと思いましたけれども、その中に政党助成のことも流し込んでしまってそして冒頭にお話し合いすれば良いのかなという風に思っております。よろしくお願いします。ただ今のところ出ていないものとして「はじめに」と「今後の展望」が出ていないと。ですからもしあればそれも流し込みたいと思いますので、10 月 29 日までに両代表に御足労いただければなという風に思います。

只野雅人：あと今日ちょっと議論できなかった主権者教育の項目もありますので、はい。

片木淳：そのことで簡単に。今日はもう、後で見ておいていただきたいというだけなんですが、ちょっと簡単に申し上げますので、4 ページを開いていただきますと、結論です。4 ペ

ージの下から5行目か6行目あたりに、今後の主権者教育としてどうするんだという中に、「現実の政治上の意見の対立を前提に、民主主義的な議論のための実践的な討論能力の養成を核として」「政治的に論争がある事柄は、論争があるものとして伝え」、それからこれはドイツの話なんですけどね、基本的に、日本に入れろという話なんですけども、「教室の中に対立軸があることを重視」して、そして、「政治の理解を促すというだけでなく」って、「各人の判断力と行動力を育成し」、「生徒一人ひとりが自分の関心や利害に基づいて、政治に影響を与えることができるような能力を身につけさせる」っていうのが、ドイツがやってる随分昔の「ボイテルスバッハ・コンセンサス」という政治学者の間でのコンセンサスをみんなが取り入れてやってるっていう体制なんですけども。これを真似してっていうとおかしいですけど、見倣ってもうちょっと日本もやるべきじゃないかっていうのが結論です。これについて少しアップトゥデイとになるような内容で入れたらどうかという提案です。あと 1 ページからずっと書いているのはそれに至る、どういう流れになるのか、それから日本では文科省と総務省が今も積極的に進めてますので、そのことを前提としてしかしまだ内容的にはちょっと不十分なところがある。先般柴山文科大臣が高校生が議論しているのはおかしいというやつを出しましたね、ツイッターで。私も大分批判したんですけども、マスコミにも相当叩かれたという例もありますね。まだ認識が不十分だと書けば良いんじゃないかと思います。以上です。

只野雅人：はい、どうぞ。

城倉啓：ですから、政党助成法と主権者教育とこの二つを次回に行うと。

只野雅人：はい、最終の論点として議論をするということで、はい。じゃあ次回とりまとめたものをどうしましょうか、配付していただくことになりますか。ちょっと大変ですけれども。

城倉啓：はい。10 月 31 日には配付いたしますが、11 月 21 日、12 月 5 日は、ちょっとこ直しレベルのものになる可能性があると。

只野雅人：はい。

城倉啓：そして 12 月 19 日にはまた改めて、ページが改まっているものを配付するという形にしたいと思っています。

只野雅人：はい。そうしますと 12 月 5 日にはほぼ確定。

城倉啓：そうですね。おっしゃる通りです。

只野雅人：はい。19 日に最終案の確認と。こんな流れになりますので、あと実質 3 回ぐらいですか。中身の議論というのは。そんな感じでお考えいただければと思います。ちょっと時間過ぎちゃって申し訳ありませんでしたが、今日の審議会は以上にしたいと思います。どうもご協力いただいてありがとうございました。